

会 議 録

会議の名称	令和元年度第2回東村山市緑化審議会				
開催日時	令和元年12月18日(水)午後2時00分から				
開催場所	東村山市役所 いきいきプラザ4階 教育委員会室				
出席者 及び欠席者	<p>●出席者：</p> <p>(委員) 福嶋司会長・丸山宙職務代理・藤田まさみ委員・清水あずさ委員・村山じゅん子委員・山田たか子委員・久野一彦委員・増田勝義委員・小嶋博司委員・金田一弘明委員・久野幹雄委員</p> <p>(市事務局) 粕谷まちづくり部長・尾作まちづくり部次長・中澤みどりと公園課長・高橋みどりと公園係長・佐藤主任・阿部主事</p> <p>(業者) 朝日航洋株式会社2名</p> <p>●欠席者：長谷川大地委員・山上勉委員</p>				
傍聴の可否	可	傍聴不可 の場合は その理由	/	傍聴者 数	1名
会議次第	<p>1 開会</p> <p>2 議事</p> <p>(1) みどりの基本計画の改定について</p> <p>(2) 緑地保護区域所有者へのヒアリングについて</p> <p>(3) その他</p> <p>3 閉会</p>				
問い合わせ先	<p>まちづくり部みどりと公園課みどりの係</p> <p>担当者名 高橋、佐藤、阿部</p> <p>電話番号 042-393-5111 (内線2742)</p> <p>ファックス番号 042-393-6846</p>				
会 議 経 過					
<p>1 開会</p> <p>○みどりの基本計画の改定作業を受託している朝日航洋株式会社の同席が認められ、2名の社員が入室。</p> <p>○傍聴希望者1名の入室を許可。</p> <p>2 議事</p>					

(1) みどりの基本計画の改定について

○会長

では始めます。10年毎に行っている、みどりの基本計画の改定について進めていきたいと思います。まず、事務局より説明をお願いします。

○事務局

みどりの基本計画の考え方とスケジュールについて資料に基づき説明。(資料参照)

○会長

ありがとうございました。10年毎のみどりの基本計画改定の時期にあたっているの
で、事務局より説明して頂きました。この件に関して、何かご質問ありますか？

○委員

資料1の「計画に盛り込む内容」の⑤が2つあるので、项目的には8項目になると思
います。修正をお願いします。

○会長

ありがとうございます。私の方から質問ですが、みどりの基本計画の「みどり」の部分
が平仮名と漢字が混在していますが、本来は平仮名ですよ。

○事務局

緑地や水辺を全部兼ねて、平仮名のみどりと定義しています。

○会長

資料1を見ると「緑の基本計画」「みどりの基本計画」の2つがあるので、これは平仮
名で統一してください。緑を漢字にすると、樹木がある森とか草原だけに限定されてしま
うので、オープンスペースと考えると、水とかも入るので平仮名でなければいけないと思
います。統一していきましょう。

諮問を来年1月頃に受けて、1年くらいで検討して答申するという形です。例年だと3
回行う予定ですが、内容から考えると3回でいいのか。途中で1回位、進捗状況も含めた
議論をしておかないと、間がなくてバタバタと答申するのは、バランスが悪い気がしま
す。事務局としてはどうですか？

○事務局

例年3回ということで、このスケジュールになっていますが、場合によっては1回2回
臨時開催して頂きたいという希望はあります。

○会長

今後調整は可能ということですか？

○事務局

緑化審側で開催をご検討頂けるのであれば、調整させていただきます。

○会長

委員も忙しくて、間が空いてしまって覚えてないと困るので、定期的な報告を受けながら議論をしていくのが良いと思います。会議の回数が増える場合には、またご相談させていただきます。

今回は朝日航洋さんが出席して頂いているということで、現在までの進捗状況をご説明頂きたいと思います。よろしくお願いします。

○業者

緑被現況調査及び緑地現況調査の進捗状況について説明。(資料参照)

○会長

ありがとうございました。緑被地と緑地の違いとどのように進めていくか、という説明をして頂きました。何かご質問ありますか？少し読んで勉強するしかないと思いますが、今の段階で何かありますか？

○委員

緑被というのは、上から見て緑に覆われている部分は全部入るので、家の庭が広くて緑に覆われていたら緑被には入るけど、施設ではないから緑地ではないということですか？

○業者

はい。その通りです。

○委員

先程話にあった、みどりを平仮名でいうというのは緑被の事ですか？

○会長

そうですね。オープンスペースとは別で、水とか川とかが入ります。他にありますか？今回はどういう方向に動いていくのかという説明だけで、実質的には来年に入ってから成果を説明して頂けると思います。今の段階でこういう風に進んでいます、ということによってよろしいですか？東村山市らしさをよりリアルに出すような形で、努力をお願いしたいと思います。これで1番の議題はよろしいですか？

○委員一同

はい。

(2) 緑地保護区域所有者へのヒアリングについて

○会長

それでは2番目の議題に入ります。これまでこの審議会で、緑地保護区域に指定している所の具体的な悩みや、どういう状況にあるか、どう考えているかをヒアリングして、よ

りリアリティの高い情報を求める必要があるのではないか。ということで審議してきました。その結果、事務局の方で所有者に1軒1軒訪問しながら、生の声を聞いて整理して頂きました。ご苦労も多かったと思いますが、大変重要な事ですので、その結果についてご説明をお願いします。

○事務局

緑地保護区域所有者へのヒアリング内容について説明。(資料参照)

第3回開催会議までには、全地権者とのヒアリング結果をお伝えする予定です。

○会長

ありがとうございました。質問ですが、所有者34名の年齢構成を教えてください。

○事務局

緑地保護区域の台帳には生年月日等の記載はありませんので、正確には分からないのですが、おおよそ所有者本人12件のうち10人程度は70歳くらいのご高齢の方だと思います。相続後の世代のかたが何人か所有者本人の所に入っています。代理でお答えいただいた方は、50歳～60歳くらいの方でした。

○会長

70歳～80歳の方は、緑地に愛着があってもなかなか自分で管理ができないということもあります。市への要望の所を見てもそうだろうと感じます。この辺については次回もまた説明を頂けると思うのですが、市が対応できるところと今後検討していくところを分けて、要望に対する対応を検討して頂きたいと思います。

今の件で、ご意見・ご質問等ありますか？

○委員

市に買い取ってほしいという要望に関して、市の考えはいかがですか？

○事務局

市としては限られた予算がありますので、全てを公有地化は難しいと考えています。今後データに基づいて、地域別に緑を残していくのかなどを考えていきたいと思っています。

○委員

市の緑地指定は維持管理等の契約を交わしていますか？

○事務局

契約ではなく、所有者から申請を頂いて市で指定しています。

○委員

維持管理の指針には、最低限の枝おろしや草刈をするという条件の記載はないですか？

○事務局

決定通知にはそこまでの内容の記載は無いですが、条例の施工規則には記載があります。その中の「緑地の適正管理をしていること」というのを、緑化審で認めてもらうことによって、固定資産税・都市計画税の減免に繋がっています。

昨年度もその議論があり、緑化審議会の中で「緑地保護区域の適正管理」の内規を作りましたので、次回配布させていただきます。今回は条例に基づいた適正管理の有無を皆さんに議論して頂いて、次年度の固定資産税及び都市計画税の減免を判断して頂きたいと思えます。

○委員

「歴史環境保全地域」は東京都が直接手を入れる所もあれば、ボランティアがやっている所もあります。最近管理の方法も変わってきて、環境の境界沿いに災害が起きた場合、3～4m越境した枝は落とすようになっています。中は生態系の関係もあるので、公園ではないので全部下刈りにするまではいかないが、ある程度周辺に害を及ぼさない管理をするという事が、次回の指針に入ってくるということですか。東京都はだいぶここで管理の仕方が変わってきているので。

○事務局

次回内規を配布しますが、越境枝の部分に関して明記してありますのでご確認頂ければと思います。

また、公有地化した多摩湖緑地を適正管理のモデル地区ととらえ管理を行っています。

○委員

多摩湖緑地のボランティアはまだ来ていますか？

○事務局

第1回の時にも多摩湖緑地のボランティアについてお話がありましたが、緑地の管理という面では最近はほとんど作業が出来ていないのが実情です。

○委員

動物や鳥が住むには下から全部伐採してしまうといなくなってしまうが、高木が多いのである程度は伐採を検討してもいいと思います。

○会長

ありがとうございました。木はだんだんと大きくなるので、問題はこれからもっとひどくなると思います。市がどこまでサポートが出来るのか、個人の所はどこまでお願いするのかを少し早めに整理しておかないといけません。昔雑木林として使っていた時は、木の

高さが10m～13mで10年～12年位で伐採していましたが、昭和40年代以降ほとんど手が入っていないので、高い所だと20m以上大きな木になっています。当然大きな木になればなるほど枝がたくさんついて、高さもあるので遠くにまで葉~~は~~が飛ぶようになると、所有者は困っていると思います。どこまで市がケア出来るのか、ただ「管理してください」だけでは所有者は大変だと思うので、具体的な方法を整理して考えていきたいです。他になにかありますか？

○委員

平成17年2月には対象者数が60名とのことでしたが、15年くらいでほぼ半分近く減ってしまっている一番の問題点は何ですか？

○事務局

やはり相続の際の売却によって宅地になってしまっている事だと思います。

○会長

朝日航洋が比較して出して頂けるとは思います、急激に減っていると考えなければいけないかもしれません。個人の所有なので、なかなか行政が立ち入れない部分もあるし難しいところです。

○委員

市で買い取ってほしいという要望もあるということで、市としては計画を立てなければ動き出す事が出来ないと思いますが、例えば計画にのせるとなった場合、どの位の期間があれば計画策定まで最短で行えますか？相続の関係なので、いつ相続が発生するか分からないことを考えると「ぜひここは残したい」というところを市がある程度明確にしていかないと、個人が所有していくら市に買い取ってほしい思いがあったとしても、相続する側も我慢しながら保存していくのは難しいと思います。計画策定するとしたら、何年くらいかかりますか？

○事務局

非常に難しいです。どこの地域から買い取るのかということもあるので、すぐにお答えできないですが、ほとんどの所有者がかなり高齢になってきています。現在も相続で動いている場所がありまして、そこはとても重要な所が動いてきているので、5～10年先というわけにはいかないと思っています。所管としても重々理解していますが、計画を立てるには何年後かというお答えが難しいです。

ただ、今後改定を行うみどりの基本計画の中で、今までは市全域を緑化の重点地域に定めていますが、都の施策等と整合性を取りながら、ある程度エリア分けをすとか、こういった所に力を入れていくということを謳うことは出来ると思います。

○会長

市の場合、面的な見方がとても大事だと思います。それと同時に、斜面の森と平坦地の森では性質が違うので、緑の質という観点からも検討していかないとはいけません。以前研究室では、清瀬や周辺の地域を含めてどの位の面積があれば、本来の森林の植物が維持できるのかを調査したことがあります。面積が小さい所から大きい所へと移るほど種数は増えてくるのですが、1ヘクタールを超えるとそれほど増えない。別の言い方をすると、1ヘクタールが1つの塊としての基準になるということです。単に市の面積で議論するのではなく、何ヘクタールがどこにあるか、そういうスケールのサイズ分けが解析に入ってきたらいいなと思います。ぜひ検討して頂きたいです。

他にありますか？

○委員

苦情に対応して管理しているということで、市に間に入ってほしいという声があったということは、近隣住民同士でそういうやりとりが難しくなっているということでしょうか。近隣の住民関係について意見はありましたか？

○事務局

所有者の方に、近隣の方とどこまで密に関わっているか聞き取りは出来ていないですが、苦情主の傾向としては後からきた住民の方で、尚且つ緑地に隣接した家を買った方が多い印象です。特に落葉で雨樋が詰まってしまうという苦情を受けます。雨樋が壊れてしまった時に、直接業者を頼む方もいれば「緑地保護区域だから、市がなんとかしてください」という方もいます。こういった雨樋に落葉が入ってしまうという問い合わせは多くあり、所有者にも直接苦情がくるので、このままだと保全できないという声も聞かれます。また初めは緑豊かだと思っていたが、こんなに木が大きくなるなんて思わなかったという声も多く聞かれ、ここ何年かで大木になってしまっって手がつけられなくなってしまっているという状況です。近隣の住民関係までは把握はしていません。

現状では隣接の方が落葉掃きをしているケースが多いと思いますが、市としては落葉のゴミ袋を無料で配布して対応をしています。

○委員

夏は、ほとんど苦情はありませんが、落葉の時期は苦情が多いです。確かに迷惑はかけているが、近隣も引っ越してきた時には落葉の多いエリアだというのは分かると思う。

畑は生産緑地だが山は何にもならないので、所有者が亡くなれば山から売っていくことになるので、山が無くなるのは目に見えています。山も生産緑地にかけられれば、少しは残っていくと思います。

○会長

税制に関しては、一番検討して頂かないといけないところですね。

○委員

相続税は所有者にとって大変だと思います。今議論にあった通り、どう残していくかが重要です。相続が発生すると所有者が10カ月以内に税を納めなくてはならない。その間に市が購入の意思決定をする時間がなくて、財源をどこから持ってくるのかなどが全く出来ていない。例えば都市公園の網をかけて補助金を導入して購入するなどが考えられるのではないのでしょうか。先程の議論で、多摩湖緑地のように「残していく」場所を決めていかないと、どんどん無くなっていくのは明解です。あとは税制の制度ですね、生産緑地と同じように樹林地も生産緑地扱いで、きちんと管理していれば相続税はかからないという制度にならない限り、どこの山も無くなってしまいます。大きな塊の中で、税制制度を変えていかなければいけません。

○委員

昔は高度成長時代で、学校などをどんどん建てて、公社が予算を付けて購入していた。

○委員

補助制度を利用して、残したい樹林地を決めて補助が付いたら公社が先行して購入して、後から市が買い取るしか残す方法がないと思います。

○委員

森林を管理する国税の森林環境税は市とは違いますか？

○事務局

市とは違います。

○会長

どこの市も同じ状況だと思います。1つの市が議論しても難しい部分があります。市レベルが連合して大きな声を上げていかないと、1つの市で頑張っても動かないです。現実的にどこを動かしていくかが重要なことです。近隣の市も含めて情報交換をしながら、大きい動きを作っていってほしいと思います。どこの市でも同じ問題が起こっているので、国税を動かさない事には、解決策にはなりません。

落葉が雨樋に詰まってしまう件ですが、樋の形体を変えると良いです。羽村の新築の家を拝見した時にかまぼこ型の雨樋で、落葉は入らないようになっていました。これから新築を建てる方にはそういったアドバイスをするとか、今あるものに関しては市が助成金を出して取り替えるとか、そういう展開もあった方がいいと思います。今の状況だとどうにもならないので、改善策を色々と模索して頂きたいです。他にありますか？

○委員

緑地を保護する上で、伐採や下刈などは税金の減税で対応してくださいということですが、不法投棄を捨てられた時に所有者の土地に置いてあるゴミなので市は回収出来ないとなると、所有者は非常に困っているのではないかと思います。市として考えがあれば教えてください。

○事務局

不法投棄についてですが、所管の考えとしてはヒアリングをしていて、これが一番ご協力できると思っています。これから資源循環部に何か出来ないのか相談する予定ですが、処分費の減免等が市として所有者に協力できることではないかなと考えています。資源循環部の方で、何かいいアドバイスがあればそれを実行していこうと思っています。

○会長

アンケートをとって直接所有者に方と話をする機会もあり、また苦情・要望を聞くルートを発展させてきたので、せっかく出来た人間関係を大事にしてください。所有者の方が意見を言えるような環境を維持して頂きたいと思います。大変ですが、頑張ってください。では2の議題を終わります。次にその他についてです。

(3) その他

○事務局

前回、街路樹の伐採について事務局より説明しましたが、その後の経過を説明をさせていただきます。

○事務局

街路樹についての説明・報告いたします。

27号線桜通り(府中街道～市役所通)、21本中5本伐採しました。343号線の八坂神社の桜通りは32本中14本伐採予定で、これから周知して1月中旬頃から2月にかけて伐採・剪定します。今後も道路関係で伐採等ありましたら、ご報告させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○会長

切った後、市民から何か反応はありましたか？

○次長

事前に十分な説明をしているので、意外と市民からの反応はありませんでした。

○部長

東口の桜通りについては、5本切りましたが違和感がなく、あまり気付かないということもあります。今まではかなり密度が高かったのではないかと考えます。今後は適正な配置

を検討する必要があると思います。

○会長

どこに行っても、大きな木が7～8mに1本植わっています。特にケヤキは1本ずつ抜く位で適正ですね。桜は寿命が短いので、昭和40年代に植えたものが老齢化しているので、今後増えていくと思います。切るのは仕方がないので、今後どういう風に変更していくのかを、内部で議論して頂きたいです。街路樹は歩道と車道の間、絶対ないといけない訳ではないので、そういう発想はもういらぬのではないかと思います。むしろ、少し下がった所に緑陰になるような、大事に育てて緑を楽しめるような、そういった街路樹を模索しないと、どこに行っても道路ギリギリの木を植えているので、困った状況になってしまうのです。ぜひ、今後の事を前向きに検討して下さい。

その他、他にありますか？

○事務局

今回の予定についてお願いします。今予定しているのは、1月28日(水)時間は15時～、場所はいきいきプラザ2階「健康学習室」で行います。

今回は緑地保護区域の適正管理の判断ということで、実際に現地視察をして判断して頂いたり、みどりの基本計画の内容についても説明させて頂くので、議題が多くなります。緑地保護区域の視察場所は、事務局でピックアップさせて頂きます。

○会長

よろしいでしょうか。次回みどりの基本計画の諮問をして頂けますか？

○事務局

はい。その予定です。

○会長

全体を通して、ご意見・ご質問ありますか？

○委員

街路樹の伐採について話を伺いました。伐採した後穴が開くと思いますが、まだ周辺には伐採していない木があるので、将来的にそこをどうしていくのかという計画がないと、切りっぱなしになってしまうのではないかと。2本目3本目を切っていくと、その木が全部無くなったら手を付けるとかなりの時間がかかるので、地域住民にはその辺の説明も必要だと思います。将来的にはここに再び木を植えますとか、花壇になりますとか、計画性を示した上でやった方がよりしっかりと納得してもらえそうです。

○次長

今年度は予算の関係で、根本まで伐採しました。来年度以降については、根本から抜根

したり、根っこでブロックが浮いてしまっている所も直します。さらに空いている部分にはツツジを植えて空かないようにする予定です、というところまでは住民の方に説明しています。桜通りに関しては、かなり密度が高いので今の基準では間引く方が適正という部分もあります。しかし、悪い木ではないため残している木も多く、その辺の管理を考えていく必要があると思っています。

○会長

直近の対応はそれでいいと思いますが、今後の街路樹の在り方については考えていかなければいけません。他にありますか？

○委員

花壇という発想を進めたとしたら、地域の住民に管理して頂く事も可能かなと思います。樹木になるとなかなか素人では手がつけられないので、花壇か花壇に準ずるような形にすると市民協力という形で、今まで手入れされていなかった所が積極的に手入れしてもらえらえると思います。

○次長

道路所管でもボランティアについては検討していますが、まだ進んでいないので今後進めていけたらと思っています。

○会長

他にご意見なければ以上で閉会します。ありがとうございました。

3 閉会